

学校配置の適正化について

令和2年度の大阪市立小学校の児童数は約11万人で、昭和57年度と比較すると約半分に減少していますが、学校数はほぼ変わっていません。

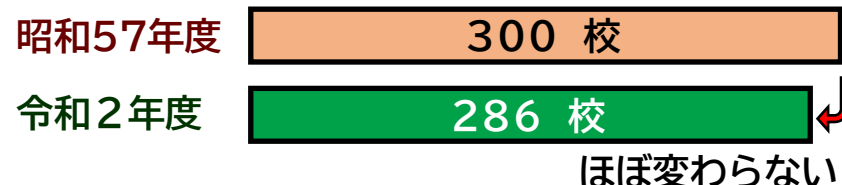
このことから、児童数の減少による小学校の小規模化（11学級以下であること）が進んでいるといえます。

小学校の小規模化が進む中、大阪市では、児童の良好な教育環境を確保するため、学校配置の適正化を進めています。

① 大阪市立小学校の児童数



② 大阪市立小学校の学校数



1. 児童の良好な教育環境とは

- ・ クラス替えを行い、多くの人と触れ合うことで、社会性やコミュニケーション能力、向上心等が高まる。
- ・ 切磋琢磨する環境の中で、学力や学習意欲が向上する。
- ・ 多様な意見に触れる機会が増える。
- ・ グループ学習や班活動が活性化する。

2. 小規模校（11 学級以下の小学校）の利点と課題

（1）主な利点

- ・ 学校としてまとまりやすい。※一人一人に目が行き届きやすい。
- ・ 一人一人の学習状況を把握し、個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすい。
- ・ 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。
- ・ 児童相互の人間関係が深まりやすい。また、異学年間の交流が生まれやすい。

（2）主な課題

- ・ 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすいため、教育活動の幅が狭くなる。
- ・ お互いに切磋琢磨する機会が少なくなる。
- ・ クラス替えができないため、人間関係が固定化する傾向にある。

3. 小学校適正配置の基本的な考え方 ※裏面「学校再編整備計画策定等に関する根拠法令」参照

- ・ 小学校適正配置の規模は、12～24 学級とする。
- ・ 適正配置の対象校は、同一中学校区で通学区域が隣接している学校とする。
- ・ 学校適正配置は、対象校同士の統合を優先する。
- ・ 児童数の多い学校の校舎を使用し、既存の学校施設は可能な限り利用する。
- ・ 必要な教室数等の学校施設要件を満たしている。
- ・ 通学距離が概ね 2 km以内である。
- ・ 通学路の安全面において、道路交通事情等により支障をきたすことがない。

4. 適正配置対象校の区分

- （1）複式学級（2 学年以上で一教室を構成）を有する学校
- （2）児童数が 120 名を下回り、今後も児童数が 120 名以上に増加する見込みがない学校
- （3）児童数は 120 名以上であるが、今後、児童数が 120 名を下回ることが見込まれる学校
- （4）全学年が単学級であり、今後も全学年が単学級であることが見込まれる学校
- （5）7学級以上 11 学級以下であるが、今後、全学年が単学級になることが見込まれる学校
- （6）7学級以上 11 学級以下であり、今後も7学級以上 11 学級以下であると見込まれる学校

学校再編整備計画策定等に関する根拠法令（令和2年4月改正）

1. 大阪市立学校活性化条例（抜粋）

- 第16条** 教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。
- 2 適正規模は、学級数が12から24までであることとする。
- 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（以下「適正配置対象校」という。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。
- 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
- 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。

2. 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（抜粋）

- 第1条** この規則は、大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。
- 第3条** 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。
- （1）複式学級を有する学校
 - （2）前号に掲げる学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
 - （3）児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
 - （4）前3号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
 - （5）7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
 - （6）今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校

3. 大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針（抜粋）

Ⅲ-2-（1）適正配置の手法（統合）

- ・学校配置の適正化の方策としては、基本的には「統合」の手法により進める。

Ⅲ-3-（1）適正配置の基本的な考え方（統合）

- ・統合を考える場合は、適正配置対象校同士の統合を優先する。また、2校の統合だけではなく、学校規模や位置関係等を考慮し、3校以上の学校の統合もあわせて検討する。
- ・既存の学校施設は可能な限り利用する。原則として、適正配置対象校同士の統合では、児童数の多い学校の校舎を使用し、学校用地の状況も考慮する。

Ⅲ-4 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準

- ・適正配置対象校の相手方となる学校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とする。ただし、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案するなど、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

Ⅲ-5 適正配置において満たすべき条件

- ・原則として適正規模（12～24学級）になること。
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ・通学距離は、原則として、2km以内になること。
- ・通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと。